

危機関連保証の認定申請について

この制度は、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して、中小企業者の事業継続や経営の安定を図るために、信用保証協会が通常の保証限度額及びセーフティネット保証限度額とは別枠で借入額の100%を保証する制度です。制度の利用にあたっては、若狭町長の認定が必要となります。

【認定要件】

1. 個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地または事業実態のある事業所が、若狭町内にある中小事業者。
2. 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
3. 国が指定する認定要件（※）に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※認定要件として、令和2年新型コロナウイルス感染症が発動（R2.2.1～R3.1.31）

【申請に必要なもの】

- ①認定申請書（指定様式） 1部
- ②売上高等チェックシート（指定様式） 1部 ※事前に計算してください
- ③誓約書（指定様式） 1部
- ④委任状（指定様式）※代理申請の場合 1部
- ⑤履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後3か月以内の原本または写し 1部
※個人事業主の場合は不要
- ⑥許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合） 1部
- ⑦会社概要または会社案内のパンフレットやホームページ等 1部
（資本金、従業員人数、事業内容等が記載されたもの）
- ⑧認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料 1部
（月次計算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳など）
- ⑨確定申告書または決算書の写し（直近決算期分） 1部

【申請と認定の手続きについて】

- 1) 上記書類がそろいましたら、若狭町観光未来創造課特産振興室に提出して下さい。
- 2) 認定申請にあたっては、すべて実印（法人にあっては会社印）を使用して下さい。
- 3) 認定申請にあたっては、1週間ほど余裕をもってお申し込み下さい。認定書ができましたら申請者に電話連絡いたします。特産振興室まで直接受取にお越し下さい。
- 4) 委任状による金融機関の代行も可能です。
- 5) 若狭町長の認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に提出して下さい。

お問合せ 若狭町観光未来創造課特産振興室 電話：0770-45-9111 FAX:0770-45-1115
